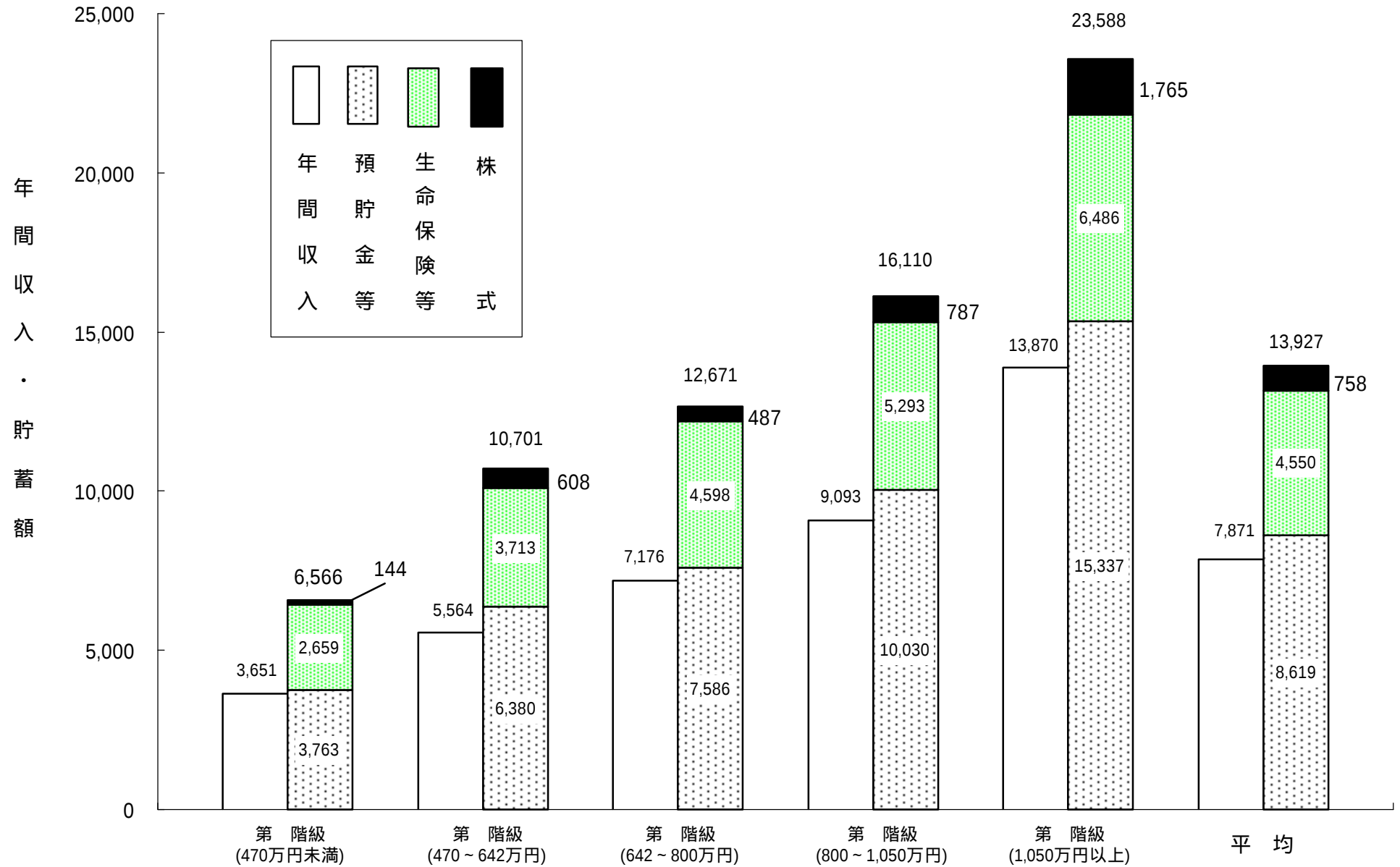


年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況(全国勤労者世帯) < 平成11年分 >

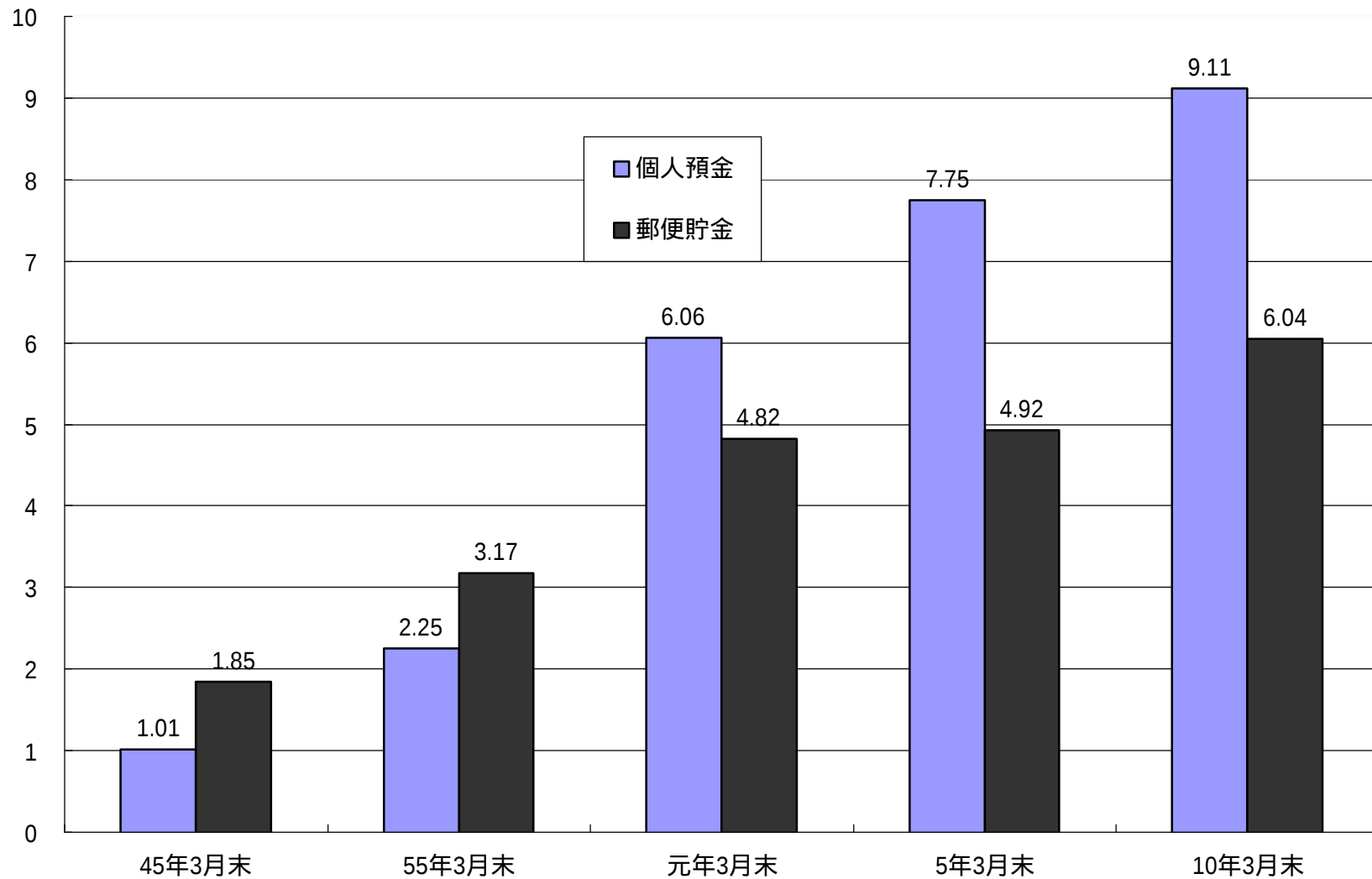
(千円)



〔出典：貯蓄動向調査報告(総務庁)〕

全国銀行預金(個人預金)及び郵便貯金の口座数の推移

口座数(億口、億枚)

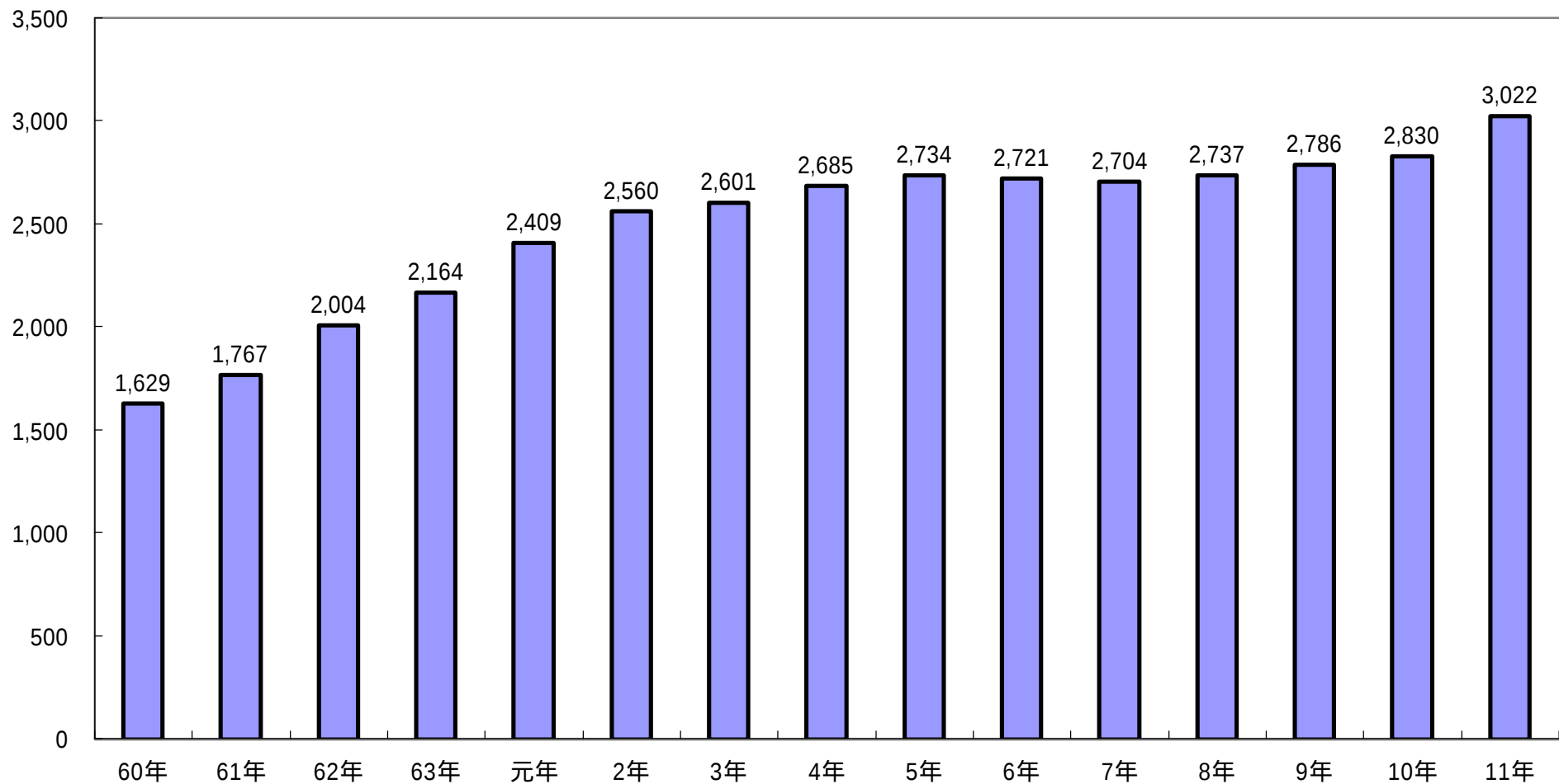


(注) 1 個人預金は「預金者別預金統計調査」(日本銀行)による。なお、無記名預金を含む。

2 郵便貯金は郵政省調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

個人株主数の推移(延べ人数)

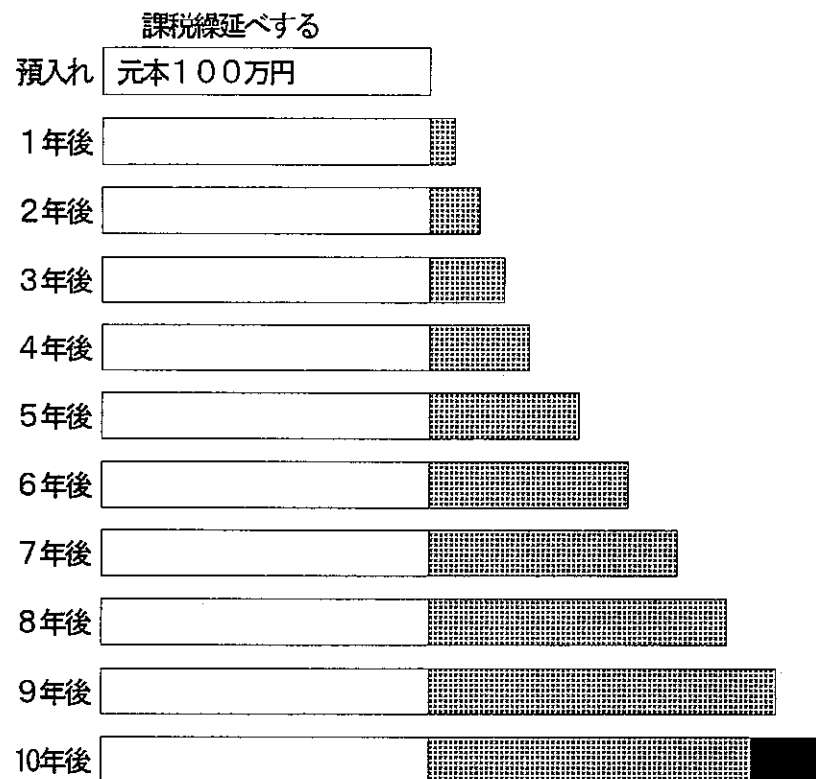
(万人)



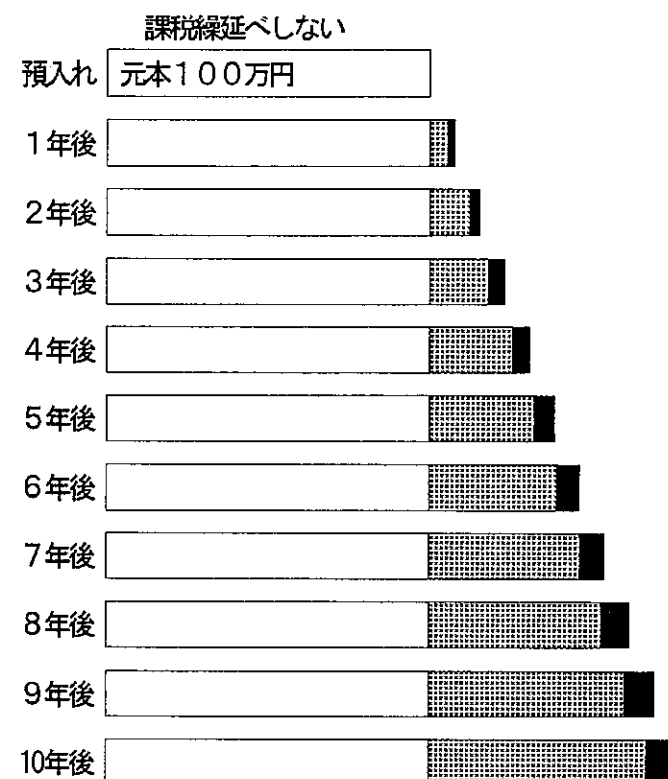
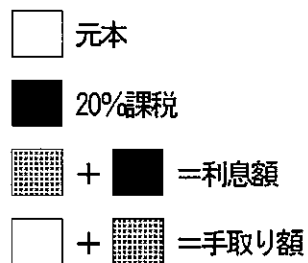
(注) 1 「株主分布状況調査」(全国証券取引所協議会調)より

2 複数の銘柄の保有を調整した実数は約700万人(「証券貯蓄に関する全国調査」(証券広報センター))

課税繰延べのしくみ（金利10%の場合）



手取り額227万4994円



手取り額215万8925円

毎年の利子を貯めていき、受け取るときに貯まった利子の20%を税金として納付するのが課税繰延べする方法。課税繰延べをしないと毎年、利子の20%を納付するか、又は利子課税額の孫利子分について満期時に受け取る利子に係る税率を調整することとなる。

個人の生命保険に係る課税の国際比較(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
本人掛金	一般の生命保険料 控除・・・上限 5 万円 (住民税 3.5万円) 個人年金保険料控 除・・・上限 5 万円 (住民税 3.5万円)	控除なし	控除なし(注1)	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。	控除なし(注2)
保険金					
(1) 年金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税
(2) 一時金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	非課税	非課税(注3)	拠出相当額を除い て課税

- (注) 1. イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。
 2. フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。
 3. ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

個人の損害保険に係る課税の国際比較(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	短期契約は3千円 (住民税2千円)、 長期契約は1万5千 円(住民税1万円) を限度として所得控 除 (損害保険料控除)	控除なし	控除なし	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。 (注2)	控除なし
保険金					
(1) 損害保険金	非課税	損害と同額の給付 金については非課税	非課税(注1)	非課税	非課税
(2) 満期保険金	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。

- (注) 1. イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金－損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。
2. ドイツにおいては、原則として動産・建物等の対物にかかる保険に関しては控除されない。

法定資料の種類

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書

25 無記名割引債の償還金の支払調書

26 特定短期国債等の償還金の支払証書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 28 損害保険代理報酬の支払調書
- 29 不動産の使用料等の支払調書
- 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔平成12年7月〕
税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

11. 金融税制

(1) 金融資産からの所得に係る税制

預貯金や株式等の金融資産から生じる利子、配当、株式等譲渡益などは、その性質の差異などに応じて、利子所得、配当所得、譲渡所得などに該当することとなり、個人所得課税の対象となります。

昭和62・63年の抜本的税制改革において、利子については、一般的な少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の下で巨額の利子が課税ベースから除かれていることに鑑み、マル優制度を廃止して、老人マル優等のみに限った非課税貯蓄制度とした上で、源泉分離課税方式により課税することとされました。株式等譲渡益については、昭和62・63年の抜本的税制改革において従来の原則非課税措置は課税の公平上問題が多いことから廃止され、申告分離課税を基本としつつ、源泉分離課税との選択方式が設けられました。このように、把握体制の状況などを踏まえて、実質的公平に資するために分離課税制度を採りつつ、金融資産からの所得に対する課税ベースを抜本的に拡大した制度が確立されました。

その後の金融税制をめぐる状況を見ると、金融資産残高の累増というストック化が進展しており、個人金融資産は約1,300兆円に達しています。その構成を見ると、過半を預貯金が占め、保険が約3割、そのほかを株式、債券、信託が占めています。また、金融取引・市場においては、金融派生商品（デリバティブ）証券化、資産流動化、仕組み金融（ストラクチャード・ファイナンス）集団投資スキームなど様々な金融技術の革新が進んでおり、新たな金融商品が出現するとともに、海外の多様な金融商品の利用も増加する傾向にあります。

このような金融資産の増加や金融取引・市場の変化の下で、当調査会としては、平成9年に金融課税小委員会を設けて、金融資産からの所得に対する課税方式の問題や金融の変化を踏まえた税制のあり方などの検討を行いました。

その後、外国為替管理法の改正に応じた国外送金等に係る調書提出制度の創設、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化などの改正が行われてきました。

金融資産からの所得に対する税制のあり方として、現在のような利子、株式等譲渡益について他の所得とは別個に一定の税率を適用する分離課税方式が適当か、あるいは、利子、株式等譲渡益についても給与や事業などの他の所得と合算して累進税率を適用する総合課税の方式が適当かという問題があります。この点については、課税理論においては、個人所得課税の累進機能を重視し、包括的な課税ベースの下で、総合課税が望ましいとする包括的所得税論がある一方で、様々な所得の性質に応じて最も経済的に合理的な課税方法が必要であり、貯蓄に対する課税の影響などを踏まえ、金融資産に対する分離課税が望ましいとする最適課税論も提唱されています。

前述したように、個人所得課税においては、垂直的公平の確保の役割を期待し、累進性を維持していくべきという見地から、累進税率が適用される課税ベースは、できる限り包括的に捉える必要があることから、個人所得課税の理念として総合累進課税が基本であると考えます。

しかしながら、金融資産からの所得全般について総合課税を行うためには、各種の所得の性質の差異などに留意した上で、資料情報制度の充実、納税者番号制度の導入など、所得捕捉の体制の整備が不可欠であることから、現状においては、利子等について分離課税を維持することが現実的と考えられます。

(2) 各種の金融資産からの所得

利子

利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税15%及び個人住民税5%の一律源泉分離課税が採られています。

(注)平成10年3月末における銀行預金(個人預金)、郵便貯金の口座数は約15億口座です。

配当

配当については、総合課税を基本としつつ、税率35%の源泉分離選択課税制度(1回の支払配当金額が25万円(年1回50万円)未満)及び納税の事務負担に配慮した、源泉徴収を伴う少額配当の申告不要制度(1回の支払配当金額が5万円(年1回10万円)以下)が設けられています。個人住民税については原則総合課税、少額配当は非課税です。

配当の基本的な性格は、法人事業への出資に対する成果の分配という事業参加的な所得の性格を有し、法人の事業の成果や配当政策に応じて分配額が決まるものであり、あらかじめ約定された利率で定期的に発生する利子等と性格を異にしている面があることに留意しなければなりません。

なお、株式を取得するために要した借入金利子については配当所得から控除できます。

証券投資信託（公募）の収益の分配などについては所得税 15% 及び個人住民税 5 % の一律源泉分離課税が採られています。

株式等譲渡益

株式等譲渡益については、所得税 20% 及び個人住民税 6% の申告分離課税を基本としつつ、上場株式等については源泉分離課税の選択も認められていました。この源泉分離課税については諸外国にも例のないみなし利益課税であること、申告分離課税との使い分けによって意図的に税負担の軽減が図られることなどに鑑み、当調査会は公平の確保の観点などから適正化を行う必要があると指摘してきました。また、個人住民税が非課税であることから適正化が必要であると指摘してきたところです。

こうした指摘を踏まえ、平成 11 年度税制改正において、平成 11 年 4 月 1 日より、有価証券取引税等を廃止するとともに、株式等譲渡益課税については申告分離課税に一本化されることとなりました。なお、源泉分離課税については引き続き 2 年間（平成 13 年 3 月 31 日まで）適用できることとする経過措置が講じられたところです。

株式等譲渡益は、

- ・ 株式相場の状況などに応じて、株式等の譲渡の時期を選択することにより、納税者が所得の発生する時点を自由に選択できるという意味での裁量性の高い所得であり、したがって課税の繰延べが容易であること
 - ・ 株式等の譲渡により値上がり益が実現したときに得られる所得であり、譲渡価額から取得費等を控除して算出されることから、たとえ譲渡価額が同じでも、所得金額が同じとは限らず、本来、譲渡価額を基準とした源泉徴収になじみにくいこと
 - ・ 株主権の行使を伴う事業参加的な投資の収益の性格をも有すること
- などの性質を有しています。このような点を踏まえ、株式等譲渡益課税については申告分離課税が採られています。

（注）申告分離課税への一本化に関する広報

申告分離課税への一本化に当たっては、これまで源泉分離選択課税制度の下で申告納税になじみのなかった投資家も申告を行うこととなります。取得価額の把握方法や申告手続についての不安が見受けられるとの指摘もあることから、取得価額については取引報告書の保存があればそれによることはもとより、そのほかにも株主名簿など様々な資料や方法により合理的に把握ができればそれによることが可能であることなど、制度の円滑な移行に向けて、政府に対して、適切な広報を行うことを求めたところです。

（参考）株式譲渡益と利子

株式譲渡益課税のあり方については、例えば、金融資産からの所得として株式等譲渡益を利子と比較すると、利子は収入金額がそのまま所得となり、また一定期間ごとに経常的に得られるのに対して、株式等譲渡益は譲渡価額から取得費等を控除した額が所得となり、また、投資家たる納税者の意思で譲渡の時期を自由に選択でき、そのため株式相場によっては短期間で高い利益を得ることも可能なことなどから、両者の間には所得の性質などに差異があり、さらに、預貯金と株式等とで保有階層が異なっていることにも留意しなければなりません。

なお、株式とその他の金融商品間のバランスにも配慮する必要があるのではないかとの意見がありました。

その他

預貯金や株式等以外の金融資産からの所得については、所得課税の原則に則り、一時所得（満期保険金など）譲渡所得（海外の有価証券の譲渡益など）雑所得（為替差損益など）等に区分され、総合課税が行われています。

特に預貯金と競合関係の見られる、いわゆる金融類似商品からの所得（定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益）や懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、利子所得との均衡などの観点から、利子と同様の所得税 15% 及び住民税 5 % の一律源泉分離課税が行われています。

割引債の償還差益については、その商品の特性から、発行時に原則所得税 18% の源泉分離課税が行われています。なお、個人住民税については非課税です。

（参考）主要国の金融税制

主要国の金融税制を見ると、アメリカにおいては、納税者番号制度の下、金融資産からの所得全般について確定申告による総合課税が行われています。原則として金融商品について源泉徴収は行われていませんが、利子や配当については、納税者番号を示さない場合、31% の源泉徴収が行われます（裏打ち源泉徴収と呼ばれています。）。1 年超保有の株式の譲渡益については軽減税率が設けられており、地方税と合わせると、例えば、ニューヨーク市では約 28% となっています。

イギリスにおいては、金融資産からの所得全般について総合課税が行われています。利子については 20% の源泉徴収が行われていますが、給与等の所得に関して基本税率 23% 以下の税率の適用を受ける者（納税者の 9 割以上を占めるとされ

ます。)については、申告は不要で、源泉徴収により課税関係が終了することになっています。株式譲渡益については 7,100 ポンド (127.8 万円) までは課税されず、3 年超保有の株式の譲渡益については軽減措置が設けられています。

ドイツにおいては、利子について 30%の源泉徴収を伴う総合課税が行われていますが、利子が 3,000 マルク (18 万円) までの場合、課税されない貯蓄者控除が設けられています。配当については 25%の源泉徴収を伴う総合課税が行われています。株式等譲渡益については投機性のものなど一定の場合に総合課税が行われ、それ以外のものは非課税となっています。

フランスでは利子について源泉徴収のない総合課税と 25%の源泉分離課税の選択方式が行われています。配当について総合課税が行われています。株式等譲渡益課税について 26%の申告分離課税が行われていますが、譲渡益が 5 万フラン (90 万円) 以下であれば免税とされています。

なお、イギリス、ドイツ、フランスにおいては納税者番号制度はありませんが、イギリス、フランスでは網羅的な資料情報制度が設けられています。

(3) 生損保控除、非課税貯蓄、課税繰延べ商品

金融税制において適正化が必要と指摘してきたものに、生損保控除、非課税貯蓄、課税繰延べ商品があります。これらについては、これまでの答申の指摘も踏まえつつ、金融商品間における課税の公平性及び中立性の確保の観点などから、そのあり方を検討することが必要です (生命保険料控除・損害保険料控除、非課税貯蓄については「12. 租税特別措置等」で述べることにします。)

(課税繰延べ商品)

複利型の預貯金商品 (利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品) に係るいわゆる課税繰延べ問題については、每期利払いが行われる金融商品に比べて実質的な税負担が軽減されるといった問題があります。

他の金融商品との公平・中立性などを踏まえ、法人においては時価法の考え方の下でアキュムレーション (満期までの利息について每期、所得として認識する方法) が採られていることなどにも留意しつつ、適正化の方向で検討していく必要があります。

(4) 金融取引の多様化・複雑化と適正な課税

金融税制においては近年、金融技術の革新に応じて様々な措置が講じられてきました。現在も金融取引の多様化、複雑化が進展していますが、今後とも、公平・中立・簡素の租税原則を踏まえ、税制面でも適切な対応を図っていく必要があります。また、新たな金融商品に関しては、照会などに応じて、できるだけ速やかに課税関係を明確化するように努めていくことが肝要です。

金融商品はいわゆる「足の速さ」、すなわち国内外における資産の移動が容易なこと、転々流通に伴いその保有者、所得の帰属者が頻

繁に代わり得ること、したがって取引把握や保有者の確認が難しいといった特徴を有しています。金融取引の多様化、複雑化、さらに取引の国際化、電子化に伴い、このような金融商品の「足の速さ」が著しくなるものと考えられます。したがって金融資産からの所得に対する適正な課税の確保を図っていくことがより一層重要となります。このような点に鑑みれば、金融商品に対する源泉徴収は、所得の支払の段階を捉えて適正かつ確実な課税を担保できることから、今後、果たす役割はますます重要になると考えられます。また、支払調書制度については、支払の段階で一定の情報を得られることから、適正な課税の担保として重要です。このほか、記録保存義務、税務当局の資料徴求権、税務行政の国際協力など、納税、執行を支える制度の充実を図っていくことも必要と考えます。

さらに、多様化、複雑化する金融商品を利用して、租税回避行為（課税繰延べ、所得帰属主体の変更、所得源泉地の転換、所得種類の転換など）がより一層巧妙になり、ますます実態把握が困難になっているとの指摘があります。こうした動きに対して適正な課税を確保するための方策について検討を進めていくことも重要です。その一環として、前述したような、操作性の高い投資活動から生じた損失と事業活動などから生じた所得との損益通算の制限などについて検討することが必要であると考えられます。

（参考１）近年講じられた金融関連の税制上の措置

（平成 10 年）

- ・ 国外送金等に係る調書提出制度の創設（外国為替管理法の改正への対応）
- ・ スtock・オプション税制の拡充（商法上のStock・オプション導入への対応）
- ・ 銀行持株会社に係る税制上の措置
- ・ 特定目的会社（SPC）、会社型投信に係る税制上の措置

（平成 11 年）

- ・ 有価証券取引税、取引所税の廃止
- ・ 株式等譲渡益の源泉分離選択課税の廃止
- ・ 一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除
- ・ TB、FBの発行時の源泉徴収免除
- ・ 株式交換等に係る税制上の措置

（平成 12 年）

- ・ SPC、投資信託等に係る税制上の措置

（参考２）集団投資スキーム

集団投資スキームに関しては、ＳＰＣや投資信託等について対象資産の拡充などの大幅な整備が行われました。これに対応して、平成 12 年度税制改正において、ＳＰＣ、信託等のいわゆる投資事業体の収益段階で法人税を課税するとの原則の下で一定の要件を満たす支払配当については損金算入措置を認め、収益の分配を受ける投資家段階では証券の内容に応じて、社債、株式等と同様な課税を行う仕組みが整備されました。

集団投資スキームに関する税制については、その事業や投資活動の内容、法的性格、投資家と集団スキームとの関係などを踏まえ、課税の公平・中立を図る仕組みを維持していくべきと考えます。

（参考３）債券の多様化、複雑化

公社債のうち、利付債については、利子の支払時に源泉徴収が行われる一律分離課税制度が採られ、一定の割引債については、発行時に発行額と償還額との差額（償還差益）について源泉徴収が行われる一律分離課税制度が採られています。公社債の譲渡益については、利子課税との関連で非課税とされています。

債券は転々流通することから、適正な課税を担保するために、源泉徴収や支払調書制度のあり方が重要です。

国内外の債券市場において債券の多様化が進む中で、例えば、満期支払まで長期間を要する割引債や低利の利付債など、每期一定の利子を発生する債券と異なって、償還差益の形で長期の課税繰延べが生じることとなる債券の所得発生時期をどのように捉えるか、また、他社株転換社債など仕組み債の譲渡益をどのように取扱うかなど、適正な課税のあり方について検討が必要です。その際、現物債の流通が許容されている現行の流通制度や決済システムの整備状況などにも留意していく必要があると考えます。

（参考４）非居住者等に対する源泉徴収

平成 11 年度税制改正において、円の国際化に資するため、非居住者、外国法人について振替決済制度の下で一括登録された国債の利子に対する源泉徴収を免除する措置（非課税）及びＴＢ、ＦＢについて発行時に振替決済制度内で一括登録されたものに関して発行時の源泉徴収を免除する措置が講じられました。

非居住者等に対する源泉徴収の問題については、わが国の課税権に関わる基本的な問題であること、金融の多様化、国際化の

中で取引の把握や本人確認が難しくなっていること、金融を支えるインフラの状況などに留意しなければなりません。

(参考5) 金融資産からの所得に係る一律的な取扱い

金融商品の種類によって所得分類・課税方式が異なることは中立性の観点から問題があるのではないかとの見地や、利子、配当、株式等譲渡益といった典型的な金融商品と異なり、ハイブリッド商品や仕組み金融商品など、所得分類をまたぐ性格の所得の取扱いに整合性をもたせるべきではないかとの見地などから、金融資産からの所得に係る一律的な取扱いを検討すべきであるとの意見があります。

金融資産からの所得については、例えば、利子は収入金額がそのまま利子所得になるのに対して、株式等の譲渡所得は譲渡価額から取得費等を控除したものであるというように、各種の金融資産からの「所得」の性質、発生形態、計算の枠組みなどが異なっているため、それぞれに応じた適切な「所得」の算出、それに対応する課税が必要とされます。したがって、金融資産からの所得に対して、一律的な区分を設けても、その中でそれぞれの性格に応じた取扱いは依然として必要であり、かえって複雑になるおそれもあります。また、金融取引や市場のあり方が大きく変化しているときに、新たな所得分類を設けることは容易ではなく、かえって混乱を招くおそれもあります。したがって、このような一律的な取扱いを設けることについては慎重に考える必要があります。

なお、様々な金融商品の中で、例えば、いわゆる金融類似商品の中には預貯金と異なりリスクの高い商品が見られますが、このようなリスクの高い金融商品については税制上異なる取扱いを検討してはどうかという意見がありました。

12. 租税特別措置等

個人所得課税において、課税ベースを狭めているものに、各種の租税特別措置等があります。所得税関係の租税特別措置による減収額は平成12年度で1兆6,900億円に達しており、法人税などの他の税目も含めた租税特別措置による減収額全体の6割を超えます。所得税関係の主な減収項目は、住宅ローン税額控除(5,590億円) 生命保険料控除・損害保険料控除(2,770億円) 老人マル優等(6,560億円) 青色申告特別控除(730億円) などとなっています。

個人住民税関係の非課税等特別措置による減収額は平成12年度で4,110億円です。このうち主な減収項目は、生命保険料控除・損害保険料控除(1,060億円) 青色申告特別控除(390億円) 老人マル優等(2,190億円) となっています。

租税特別措置等については、それらが特定の政策目的のための措置として、公平・中立・簡素の税制の基本原則の例外として設けら

れているものであることから、今後とも、その政策目的、効果などを十分吟味しつつ、公平・中立などの観点から絶えず見直して、整理・合理化を図っていく必要があります。

(中略)

(生命保険料控除・損害保険料控除)

現行の所得税の生命保険料控除は、昭和 26 年に長期貯蓄を奨励するための誘因的な措置として設けられたものです。昭和 59 年には別枠で個人年金に係る生命保険料控除が設けられました。損害保険料控除は、昭和 39 年に住宅、家財等についての不慮の事故による損失に共同で備え、国民生活の安定に資するなどの政策的要請に応えて設けられたものです。なお、個人住民税の生命保険料控除は昭和 37 年度、損害保険料控除は平成 3 年度に創設されています。

生命保険料控除・損害保険料控除については、租税特別措置として制度創設後長期間が経過し、保険の加入率も相当の水準に達して変化も見られないことから、制度創設の目的は既に達成されているものと考えられます。また、保険にも貯蓄性、投資性の高いものが多く、その貯蓄としての機能に着目すれば、他の金融商品と同様であると指摘されているところであり、保険を税制上特別扱いして、保険料の一部を所得控除によって課税ベースから除いていることは、広く包括的に所得を捉える考え方や金融商品間の税負担の公平性及び中立性に照らして問題があると考えられ、そのあり方について見直しを行っていく必要があります。さらに、これらの控除について年末調整に要する事務負担や、公的年金に未加入・未納であっても個人年金保険料については生命保険料控除の適用を受けている者が相当数に上っているとの指摘にも留意を要します。

(注) 所得税の生命保険料控除の適用割合は 8 割程度となっています。損害保険料控除の適用割合は民間給与所得者で 4 割程度、申告納税者で 6 割程度 (なお、火災保険に付されることの多い持家の保有割合は 6 割程度。) となっています。

また、個人住民税の生命保険料控除の適用割合は 8 割程度、損害保険料控除の適用割合は 5 割程度となっています。

(参考) 主要国における生命保険料や損害保険料の税制上の取扱い

主要国では生命保険や損害保険に係る控除は設けられていないのが通例です。アメリカ、イギリス、フランスには生命保険料控除、損害保険料控除はありません。ドイツでは生命保険、損害保険の保険料は社会保険料と合わせて一定限度内で控除が設けられています。

（非課税貯蓄）

非課税貯蓄制度については、昭和 62・63 年の抜本的税制改革の際に根本的な整理が行われましたが、残された老人等に対する少額貯蓄非課税制度（老人マル優等）についても、高齢者の生活実態、世代間の税負担の公平などの観点から、そのあり方の検討が必要です。

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄についても、制度の趣旨やその利用実態などを踏まえ、同じ利子所得であるにもかかわらず特別扱いする理由は少ないと従来から指摘されていることに留意しつつ、課税の公平性及び中立性の観点から、そのあり方の検討が必要です。

（中略）

平成12年度の税制改正に関する答申(抄)

平成11年12月16日
税 制 調 査 会

6 金融税制

- (1) 平成13年4月1日をもって、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度が廃止され、申告分離課税に一本化されることとなっています。これは、平成11年度税制改正において、有価証券取引税等の廃止に併せ、源泉分離課税を廃止することにより、国・地方を通じた課税の適正化を図ったものです。

申告分離課税への一本化に当たっては、これまで源泉分離選択課税制度の下で申告納税になじみのなかった投資家も、売却価額から取得価額等を差し引いた所得金額を自ら計算し申告しなければならないこととなります。納税者自らが所得を計算して申告を行うことは申告納税制度の本旨に則したものでありますが、投資家の一部には、申告についての不安が見受けられるとの指摘があり、制度の円滑な定着のためには、こうした投資家の不安を取り除くことが重要です。特に、取得価額については、投資家自らがその把握に努めることが必要ですが、その方法としては、取引報告書の保存があればそれによることはもとより、そうした書類がない場合にも、様々な資料や方法により合理的に把握することができればそれによることも可能です。制度の円滑な移行に向けて、政府に対し、取得価額の把握方法や申告納税の手続等について十分な広報を行うことを求めます。

なお、株式等譲渡益課税については、税率や課税方式を他の金融商品等との関係も含め議論すべきではないかとの意見がありました。

株式等譲渡益課税に関連して、中小企業・ベンチャー企業支援措置の一環として、いわゆるエンジェル税制の拡充が議論され、株式の譲渡損失を他の所得と通算できるようにすべきとの意見などがありました。中小企業・ベンチャー企業支援のために税制としても適切に対応していくことが要請されていますが、株式の譲渡益に対しては分離課税により一律の税率が適用されていることから、株式の譲渡損失について総合課税により累進税率が適用される他の所得との損益通算を認めることは、譲渡益と譲渡損失との取扱いにバランスを欠くことになり、現行のわが国の個人所得課税の基本的な考え方になじまないと考えられます。なお、損益通算の問題は、課税方式等の問題と併せ、個人所得課税の抜本的見直しにおける検討課題と考えます。また、わが国の個人金融資産の多くを高齢者層が保有していることに着目し、これを資金ニーズの高いベンチャー企業への資金供給につなげるという見地から税制を検討することも必要ではないかという意見がありました。

- (2) 現在、不動産の一層の流動化等を図り、より多様な金融商品の組成を可能とするため、対象資産の範囲の拡大や信託型の導入などにより、SPC（特定目的会社）や証券投資法人を含め、金融商品の組成に関する横断的な集団投資スキームを整備することが検討されています。これらの集団投資スキームは、法人（SPC及び証券投資法人）、信託、組合等の様々な形態を利用して組成することができますが、その事業や投資活動の内容、法的性格、投資家とスキームとの関係な

どを踏まえ、スキームの整備に併せて、適切な課税が行われることが必要と考えます。

- (3) 金融税制については、累次の答申で指摘してきているように、非課税貯蓄、課税繰延べ、生損保控除といった課題についても、引き続き適正化に向けて努力する必要があります。